

規 則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十三号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第二項中「、労働者災害補償保険料及び保証料」を「及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の埼玉県財務規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。